

働き方改革関連法に関する説明会(時間外労働の上限規制等について)

時間外労働の上限規制について、令和6年4月から、これまで適用が猶予されていた業種及び業務に対しても上限規制が適用されます。つきましては、事業主の方や労務管理担当者の方等を対象とし、時間外労働の上限規制等に係る内容を中心とした説明会を開催します。栃木労働局では、9月から2月にかけて、労働基準監督署の管轄ごとに複数回実施しますので、この機会に是非ともご参加いただきますよう、ご案内申し上げます(参加無料)。

お申し込みはこちらから→ <http://www.langate.co.jp/roudou-setsumeikai/>

12月開催説明会	開催日時	12月11日(水)14:00~16:00 ＜大田原監督署管轄地域＞	12月18日(水)14:00~16:00 ＜足利監督署管轄地域＞	12月19日(木)14:00~16:00 ＜栃木監督署管轄地域＞
	開催場所	大田原市市民交流センター(トコトコ大田原) 視聴覚室	※オンライン開催、資料は申込サイトからダウンロードをお願いします	とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木文化会館) 大会議室
	説明内容	1.時間外労働の上限規制、労務管理のポイント 2.フリーランス・事業所間取引適正化等法について(令和6年11月施行) 3.同一労働同一賃金への対応	1.時間外労働の上限規制について 2.フリーランス・事業所間取引適正化等法について(令和6年11月施行) 3.同一労働同一賃金への対応	1.運送業における時間外労働の上限規制について 2.フリーランス・事業所間取引適正化等法について(令和6年11月施行) 3.同一労働同一賃金への対応

監督署別	令和6年9月	令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月
宇都宮署		10月24日 建設業 会場開催				○ 未定 会場開催
			11月14日 建設業 オンライン開催	12月18日 建設業 オンライン開催		
栃木署		10月17日 建設業 会場開催		12月19日 道路貨物運送業 会場開催		○ 未定 会場開催
			11月12日 建設業 会場開催			
鹿沼署	9月10日 運送業 会場開催					
				12月11日 中小企業 会場開催		
大田原署	9月11日 運送業 会場開催					
	9月25日 建設業 会場開催				1月8日 運送業(トラック) 会場開催	
日光署			11月29日 主として製造業 会場開催		1月14日 中小企業(第三次産業) 会場開催	

※各開催日とも説明会の開始・終了時刻は午後2時00分開始、午後4時00分頃に終了予定です。※順次、開催日程を更新します。

※なお、本説明会の運営は、厚生労働省から委託を受けた「ランゲート株式会社」が行っております。お問い合わせは、下記お問い合わせ先(ランゲート株式会社)までお願いいたします。

【ご質問・お問合せ先】

委託事業者 ランゲート株式会社

厚生労働省委託 令和6年度時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催等事業

〒600-8005 京都市下京区立売東町28-2 大和証券京都ビル6F

電話 075-366-5900

E-mail j-setsumeikai@mb.langate.co.jp

◎この記事に関するお問い合わせ先

労働基準部 監督課 TEL 028-634-9115